

(証券コード 2613)  
平成28年6月3日

株 主 各 位

東京都中央区明石町8番1号  
株式会社 J-オイルミルズ  
代表取締役社長 八 馬 史 尚

## 第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月23日(木)午後5時35分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成28年6月24日(金曜日) 午前10時  |
| 2. 場 所          | 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー<br>「ベルサール東京日本橋」 地下2階 イベントホール<br>( <u>会場が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意願います。</u> )                                   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第14期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告<br>および計算書類報告の件<br>2. 第14期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結計算<br>書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果<br>報告の件 |
| 決 議 事 項         |  |
| 第1号議案           | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案           | 株式併合の件   |
| 第3号議案           | 定款一部変更の件   |
| 第4号議案           | 取締役10名選任の件   |
| 第5号議案           | 監査役2名選任の件  |
| 第6号議案           | 役員賞与支給の件   |
| 第7号議案           | 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件  |

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」および連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.j-oil.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ◎事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.j-oil.com>) に掲載させていただきます。

# 事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、政府・日銀の各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調にあるものの、新興国経済の下振れリスクなど不透明感が継続いたしました。

食品業界は、為替の影響も含めた原材料価格の上昇への対応を求められるなど厳しい環境が続きました。

製油産業におきましては、円安や油糧製品の大幅な価格低下により採算が悪化しておりましたが、下期になり菜種を中心とした主原料コストが海外相場影響を受け低下した事、及び燃料価格の下落によりユーティリティコストが低下した事などから、油脂事業の採算は改善してきております。

このような状況下、当社は、更なるコストダウンや高付加価値商品の販売拡大を推進すると共に、マーガリン部門やスターチ部門等の事業においても収益改善に取り組みました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高1,786億63百万円（前期比3.9%減）、営業利益40億98百万円（前期比3.5%減）、経常利益47億25百万円（前期比5.2%減）、当期純利益24億53百万円（前期比26.9%減）となりました。

当事業年度における部門別の概況は、次のとおりであります。

#### (製油事業)

主原料である大豆・菜種の相場は、生産量・需給バランス見通しの変化から値動きの激しい展開となりました。4月から7月の北米育成期は、米国産大豆の作柄悪化と減産懸念から大豆は1ブッシェル当たり9米ドルから10米ドル前半へ上昇、菜種も、カナダ菜種産地の早魃懸念から1トン当たり450加ドルから540加ドルへと上昇しました。8月から3月の北米収穫期から南米収穫期にかけては、米国・カナダの大豆・菜種生産見通しの上方修正や、南米大豆の豊作見通しの高まりから、需給バランスの緩和が意識され下値を探る展開となり、大豆は1ブッシェル当たり8米ドル台、菜種は1トン当たり440加ドル付近まで下落した後、北米の作付期を前に投機筋の買い戻しから小幅反発する展開となりました。

また、当事業年度の為替相場は、米国の政策金利引上げによる日米金利差と景況感の違いから、おおむね1米ドル119円から125円の円安傾向で推移しました。その後3月にかけて、米国景況感の悪化に伴う追加利上げの先送り見通しや、日

本の金融緩和への限界感、世界経済への不透明感の高まりから円買戻しの展開となり、1米ドル112円水準まで円高が進みました。

油脂部門においては、家庭用油脂の販売数量は前年と同程度でありましたが、市場の構成比率が年々高まっているオリーブオイルを中心に、メニュー提案等の販売促進策を積極的に行った事で、売上高は前年同期を上回りました。業務用油脂は“長く使える”をコンセプトとした「長調得徳」などの高付加価値商品の拡販に注力し、販売数量は前年同期と同程度を確保しました。このような状況下、油脂部門全体の売上高は前年同期をわずかに上回りました。

マーガリン部門においては、家庭用マーガリンでは市場全体の低迷が続く中、当社も販売数量は全体として前年同期を下回りました。製品別では2015年3月にリニューアル新発売した「NEWカルピス<sup>®</sup>ソフト」についての販促施策を夏季に集中して実施し、9月には「ラーマ<sup>®</sup>バター好きのためのマーガリン」の製品リニューアルを行いました。業務用マーガリンは、「グランマスター」シリーズの実績が前年同期を大きく上回りました。特に、当社の顧客においては、当社のスイス産発酵バター配合マーガリンの風味を生かしたパンの売上が好調で、販売数量は堅調に推移しました。このような状況下、マーガリン部門全体の売上高は前年同期をわずかに上回りました。

油糧部門においては、主たる需要先である配混合飼料の生産量は、子牛価格の高騰により牛用飼料の生産が低調なものの、畜産物価格が高水準にあり畜産農家の生産意欲が高いことから、前年同期水準となっております。また、配合飼料における配合率は、大豆ミール、菜種ミールともに上昇基調が続き、飼料におけるミール需要量は、大豆ミール、菜種ミールとも前年同期を上回りました。当社におきましては、大豆ミールは、大豆搾油量が前年をやや下回ったため、販売数量も前年をやや下回り、販売価格はシカゴ相場の下落により前年を下回りました。菜種ミールは、価格要因により需要が増加したことから、当社の販売数量は前年をわずかに上回りましたが、販売価格は大豆ミール価格の下落、国内の需給緩和による価格調整により前年同期を下回りました。このような状況下、油糧部門全体の売上高は前年同期を下回りました。

#### (その他)

飼料部門においては、当社の注力する乳牛用配合飼料は、酪農家戸数や乳牛飼養頭数が減少傾向にあるなど依然厳しい販売環境にありましたが、生乳生産量が持ち直していることや、販売地域を拡大することにより、飼料部門全体としましては、売上高は前年同期をわずかに上回りました。

スターチ部門においては、コーンスターチおよび食品用加工澱粉のいずれにおいても積極的な拡販をおこない、売上高は前年同期を上回りました。特に、衣材や水産練り製品用の油脂加工澱粉は販売が順調で、日本国内の製造設備を強化し日本およびタイの両国で安定供給ができる体制を整えました。また、畜肉製品向

け「ハイトラスト。シリーズ」も、新製品の投入および卵白代替需要により好調に推移しました。

健康食品部門においては、昨年度まで販売しておりました病者用食品（OEM）の扱いが終了したため、数量ベースでは前年同期を大きく下回っておりますが、主力であるサプリメント売上高は前年同期を上回り収益改善も進んでおります。大豆蛋白を原料とするシート食品「まめのりさん。」の売上高は前年同期をやや下回りました。ファイン事業においては、ビタミンK2の海外販売はアメリカ向け出荷が好調でありました。また酸化防止用トコフェロールは大口顧客への販売回復、サポニン は新商品への採用もあり、ファイン事業全体としましては、売上高は前年同期を大きく上回りました。

#### 売上高内訳

		金額	比率
売上高	製油事業	169,177 <small>百万円</small>	94.7 %
	その他	9,486	5.3
計		178,663 <small>百万円</small>	100.0 %

## (2) 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

### ① 資金調達

平成28年3月に、9金融機関によるシンジケーション方式で長期借入金50億円を調達しております。

### ② 設備投資

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は、8,594百万円で、主なものは、岡山県倉敷市における搾油工場の新設工事、各工場での生産設備の更新・増強工事等であります。

### ③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

当事業年度において、該当事項はありません。

### ④ 他の会社の事業の譲受け

当事業年度において、該当事項はありません。

### ⑤ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

当事業年度において、該当事項はありません。

### ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当事業年度において、該当事項はありません。

(3) 財産および損益の状況の推移

期 別 区 分	第11期 平成24年度	第12期 平成25年度	第13期 平成26年度	第14期 (当事業年度) 平成27年度
売 上 高	178,912 <small>百万円</small>	196,444 <small>百万円</small>	185,887 <small>百万円</small>	178,663 <small>百万円</small>
経 常 利 益	5,898 <small>百万円</small>	6,327 <small>百万円</small>	4,982 <small>百万円</small>	4,725 <small>百万円</small>
当 期 純 利 益	3,793 <small>百万円</small>	3,785 <small>百万円</small>	3,355 <small>百万円</small>	2,453 <small>百万円</small>
1株当たり当期純利益	22 74 <small>円 銭</small>	22 69 <small>円 銭</small>	20 11 <small>円 銭</small>	14 71 <small>円 銭</small>
総 資 産	147,739 <small>百万円</small>	151,312 <small>百万円</small>	152,098 <small>百万円</small>	148,556 <small>百万円</small>
純 資 産	67,848 <small>百万円</small>	70,419 <small>百万円</small>	75,684 <small>百万円</small>	75,828 <small>百万円</small>
1株当たり純資産	406 75 <small>円 銭</small>	422 20 <small>円 銭</small>	453 80 <small>円 銭</small>	454 70 <small>円 銭</small>

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)によって算出しており、「1株当たり純資産」は期末発行済株式総数(自己株式控除後)によって算出しております。

#### (4) 対処すべき課題

製油事業を取り巻く環境は、経済新興国における穀物需要の増加等による原料価格の高値推移や、円安による輸入原料高によるコスト上昇等、引き続き厳しい状況にあります。一方、国内市場においても、少子高齢化による需要減少や健康への関心の高まり、自由貿易の進展等による市場の変化があり、対処していく必要があります。

そのため、当社グループは平成27年3月期(2014年度)を初年度とする7ヶ年の第四期中期経営計画を策定し、「構造変革」を進めてまいりました。

しかし、計画策定時に比べ、製油事業を始めとした各事業の環境に大きな変化が生じており、継続かつ拡大リスクもあるとの判断から、改めて想定した環境条件下において、更なる現実的かつ実効性のある中期経営計画とすべく見直しを進めます。平成29年3月期(2016年度)においてはコストダウンやバリューチェーン全体の最適化に取り組み、製油事業の採算改善を実施します。さらに、お客様の課題解決に貢献する最適なソリューション提供や、高付加価値商品群の販売拡大を加速させて収益構造の変革を進めてまいります。今後、収益基盤整備、油脂の需要変化に応じた新規投資が必要であり、経営資源を重点投資し成長を実現してまいります。

合わせて、これらを推進するに際し、コンプライアンスとリスクマネジメントの体制をより一層充実させることにより、内部統制を強化していきます。

この様な取組みにより、これからも信頼され、安定的に収益をあげることの出来る企業グループへと変革し、企業価値を向上させていきます。

(5) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
製油事業	家庭用油脂・業務用油脂・加工用油脂 マーガリン 油糧（大豆ミール・菜種ミール・食品大豆）
その他	飼料 スターチ（コーンスターチ・加工でん粉） 健康食品（栄養補助食品・トコフェロール） 倉庫業・不動産賃貸等

(6) 主要な事業所

本 社	東京都中央区明石町 8 番 1 号		
支社および支店	東京支社（東京都中央区） 北海道支店（札幌市中央区） 関東甲信越支店（群馬県高崎市） 北陸支店（石川県金沢市） 四国支店（香川県高松市）	大阪支社（大阪市北区） 東北支店（仙台市青葉区） 名古屋支店（名古屋市中区） 中国支店（広島市中区） 九州支店（福岡市中央区）	
工場および事業所	千葉工場（千葉市美浜区） 静岡工場（静岡市清水区） 神戸工場（神戸市東灘区） 坂出事業所（香川県坂出市）	横浜工場（横浜市鶴見区） 浅羽工場（静岡県袋井市） 若松工場（北九州市若松区）	
研 究 所	基盤研究所（横浜市鶴見区） 商品開発研究所（横浜市鶴見区・横浜市戸塚区・静岡市清水区）		

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
948名	3名減	43.0歳	17.2年



(8) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,580
農 林 中 央 金 庫	1,540
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,330

(注) 上記の他に、6金融機関によるシンジケート・ローン2,500百万円および9金融機関によるシンジケート・ローン5,000百万円の借入があります。

(9) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 J - ウ ィ ズ	20	100	油脂・油糧等の販売および損害保険代理業
日 華 油 脂 株 式 会 社	400	100	油脂の販売
株 式 会 社 J - ケ ミ カ ル	90	100	接着剤・ホルマリン等の販売

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 540,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 167,542,239株 (うち自己株式778,270株)  
 (3) 株 主 数 21,095名 (前期比1,854名増)  
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 (持株比率)	
	千株	%
味 の 素 株 式 会 社	45,269	(27.15)
三 井 物 産 株 式 会 社	20,877	(12.52)
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	4,143	(2.48)
日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信託口)	4,012	(2.41)
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信託口)	3,522	(2.11)
J - オ イ ル ミ ル ズ 取 引 先 持 株 会	3,520	(2.11)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,713	(1.63)
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	2,713	(1.63)
農 林 中 央 金 庫	2,701	(1.62)
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,135	(1.28)

(注) 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式総数によって算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当
代表取締役社長	八馬史尚	リスクマネジメント委員会委員長
取締役兼副社長執行役員	松居伸一	事業本部長兼管理本部長 企業行動委員会委員長
取締役兼専務執行役員	善当勝夫	営業本部長兼新事業企画本部長
取締役兼常務執行役員	吉田哲	生産本部長
取締役兼常務執行役員	後藤康夫	製油本部長
取締役兼執行役員	坂内昭夫	新事業企画本部副本部長兼新事業推進部長
取締役兼執行役員	田島郁一	研究本部長
取締役	品田英明	
取締役	今井靖容	
取締役	野崎晃	
常勤監査役	櫻井宏之	
常勤監査役	田辺多聞	
監査役	日下宗仁	

(注) 1. 取締役品田英明、今井靖容および野崎晃の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

品田英明氏は、味の素株式会社の取締役専務執行役員および東海澱粉株式会社の取締役を兼職しております。

今井靖容氏は、株式会社三栄コーポレーションの社外取締役を兼職しております。

野崎晃氏は、イチカワ株式会社の社外取締役を兼職しております。

今井靖容および野崎晃の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

2. 常勤監査役田辺多聞および監査役日下宗仁の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 監査役日下宗仁氏は、株式会社白洋舎の社外監査役を兼職しております。  
同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。  
同氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役榎田純和氏は、平成27年6月23日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項ならびに当社定款第29条および第38条の定めに基づき、当社は、社外取締役今井靖容氏、野崎晃氏および社外監査役日下宗仁氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

	取締役 (うち社外取締役)		監査役 (うち社外監査役)	
	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額
	名	百万円	名	百万円
基本報酬	10 (2)	171 (9)	3 (2)	40 (23)
役員賞与	7	34	—	—
退職慰労引当金繰入額	7	37	3 (2)	5 (3)
計	—	243 (9)	—	46 (26)

- (注) 1. 社外取締役1名は無報酬のため含まれておりません。
2. 基本報酬には、平成27年6月23日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役の基本報酬限度額は月額20百万円であります（平成16年6月29日開催の第2回定時株主総会決議）。  
監査役の基本報酬限度額は月額5百万円であります（平成16年6月29日開催の第2回定時株主総会決議）。
4. 役員賞与の支給は、平成28年6月24日開催予定の第14回定時株主総会において決議する予定であります。
5. 平成27年6月23日開催の第13回定時株主総会決議に基づき、当事業年度において、退任取締役1名に対し71百万円の退職慰労金を支給いたしました。（この金額には、過年度の事業報告において開示した退職慰労引当金繰入額が含まれております。）
6. 当社における役員報酬は、基本報酬、役員賞与および退職慰労金によって構成され、それぞれの役職に応じた支給基準を定めております。
- ①取締役および監査役の基本報酬は、求められる能力および責任に応じた支給金額を役位別の基本報酬（月額報酬）として定め、株主総会において取締役および監査役別の限度額を決議しております。
- ②取締役の役員賞与は、当該事業年度の会社業績（連結経常利益）に連動した支給金額を定め、当該事業年度に係る株主総会においてその総額と支給の可否を決議しております。
- ③取締役および監査役の退職慰労金は、基本退職慰労金部分および株価連動退職慰労金部分に基づいた支給金額を定め、当該役員が退任する事業年度の株主総会において支給の可否を決議しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役品田英明氏は、味の素株式会社の取締役専務執行役員および東海澱粉株式会社の取締役を兼職しております。

味の素株式会社は当社の筆頭株主であり、当社は同社との間で業務提携に関する基本契約を締結し、ブランド使用・一部販売ルートの利用・出向者受け入れ等、食用油脂事業に関する提携関係を築いております。

東海澱粉株式会社との間では、当社の油脂・大豆たん白・でん粉製品の取引関係があります。

社外取締役今井靖容氏は、株式会社三栄コーポレーションの社外取締役を兼職しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。

社外取締役野崎晃氏は、イチカワ株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役日下宗仁氏は、株式会社白洋舎の社外監査役を兼職しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	品田英明	当事業年度に開催した取締役会20回すべてに出席し、主に企業経営者としての豊富な経験・知見に基づき適宜発言を行っております。
取締役	今井靖容	平成27年6月23日の就任後に開催した当事業年度の取締役会15回のうち14回に出席し、主に公認会計士としての専門的知見に基づき適宜発言を行っております。
取締役	野崎晃	平成27年6月23日の就任後に開催した当事業年度の取締役会15回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的知見に基づき適宜発言を行っております。
常勤監査役	田辺多聞	当事業年度に開催した取締役会20回および監査役会54回すべてに出席し、食品業界での長年の勤務による豊富な経験・知見に基づき適宜発言を行っております。
監査役	日下宗仁	当事業年度に開催した取締役会20回のうち19回に、監査役会54回のうち52回に出席し、主に公認会計士としての専門的知見に基づき適宜発言を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

###### ① 当社の監査業務に係る報酬等の額

69百万円

(注) 1. 監査役会は、当事業年度の報酬等の額について、前事業年度における監査業務の遂行状況、当事業年度の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等につき確認・検討した結果、同意の判断を致しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査については実質的に区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

###### ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

72百万円

##### (3) 非監査業務の内容

- ・国際財務報告基準（IFRS）への移行等に関する助言業務
- ・生産性向上設備投資促進税制に係る手続業務
- ・補助金に係る助言業務

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任するものとします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性や信頼性に影響を及ぼす事由の発生により適正な監査が期待できないと認められる場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

## (5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

- ①処分対象 新日本有限責任監査法人
- ②処分内容 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ③処分理由
  - ・所属する7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽の無いものとして証明
  - ・監査法人の運営が著しく不当

なお、監査役会は、同監査法人より金融庁に提出した業務改善計画とその取り組み状況の説明を数次にわたり受け、改善状況を検証し、更には当社担当チームとのコミュニケーションの強化・充実を図る事を共有化した上で、新日本有限責任監査法人を第15期の会計監査人として再任する事が適切であると判断し、再任を決議致しました。



## 5. 業務の適正を確保するための体制

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の整備に関する基本方針について、当社の取締役会において決議した内容は次のとおりであります。

当社グループは、企業理念である「ステークホルダーの幸せを実現する」の実践により、企業価値の向上を図り、企業としての社会的責任を果たすため、当社グループの業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針を以下のとおり定めます。

### （１）取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会の信頼を得ることを目的とした「企業倫理規程」を制定し、また、当社の取締役、従業員等が遵守すべき社会的規範を定めた「J-オイルミルズ行動規範」を制定して、当社の企業倫理を確立します。
- ② 社長の指名する取締役を委員長とし、各部門の責任者および組合代表者が参加する「企業行動委員会」を設置して、コンプライアンス活動を統括します。
- ③ 社会的責任（CSR）経営を重視して、CSR意識の涵養、教育・啓発を目的とした「CSR室」を設置し、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保する活動を定常的に行います。
- ④ 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正するために、報告相談窓口として「内部通報制度（ヘルプライン）」についても規定し、取締役、従業員等がコンプライアンスに背く行為が行われ、また行われようとしていることに気付いた場合には、「企業行動委員会」に通報しなければならないと定めています。会社は通報者が不利益を被らないよう保護規定を設けています。
- ⑤ さらには、「独禁法遵守」にあたっては、特にその「ガイドライン」を策定し、取締役、従業員等を問わず、その周知徹底を図ります。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために、経理部および監査部は、財務報告に係る全社的な内部統制の有効性評価を実施し、必要な是正を対象部門に指示します。
- ⑦ これらの継続的な周知・教育活動として、当社グループの各部署において必要な研修を定期的実施します。
- ⑧ これら内部統制システムに関連する各部署・組織での活動を円滑に進めさせることを目的とした「内部統制統括室」を設置し、内部統制に関連する活動が、グループ全体として、横断的にかつ有効に機能するよう方向付けるとともに、業務活動の質の向上を図ります。

## (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規則」、「文書管理規程」、「情報取扱規程」において定められた保存期間・書類にて保存します。また、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備します。

- (I) 株主総会議事録と関連資料
- (II) 取締役会議事録と関連資料
- (III) 社長が招集する経営会議議事録と関連資料
- (IV) 取締役が主催する重要な会議の議事の経過の記録と指示事項と関連資料
- (V) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」の指揮監督の下、各本部が重点対応リスクを抽出したうえ具体的対策を講じ、それに基づき行動し、その評価を次年度に反映させるべくPDCAサイクルを回し、そしてその進捗状況を定期的に報告することにより、当社を取り巻くリスクを適切に管理することに努めます。また、危機が発生した場合には、リスクマネジメント委員会規程に基づき、必要に応じて対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。
- ② また、特に反社会的勢力に対しては、その要求には絶対に応じないこと、その活動・運営を助長する取引をしないことを基本方針として、組織全体として対応するものとします。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規則に基づき原則月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款で定められた事項および経営方針その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する機関とします。
- ② 全取締役および社長の指名する者が出席する経営会議を原則毎月3回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行います。
- ③ 組織、職制、指揮命令系統、業務分掌等を定めた業務執行規程、分課分掌規程等に基づく職務執行上の責任体制を確立することにより、職務の効率的な執行を図ります。
- ④ 経営方針を踏まえた経営計画を定め当社が達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく全社および各本部、部室、事業所等の年度計画を策定し、業績管理を実施します。

**(5) 次に掲げる体制その他のJ-オイルミルズグループにおける業務の適正を確保するための体制**

- (A) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制  
グループ会社の経営に関しては、その独自性や自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社の経営会議において協議することとします。
- (B) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社の「リスクマネジメント委員会」の指揮監督の下、各グループ会社が各社の重点対応リスクを抽出したうえ具体的な対策を講じ、それに基づき行動し、その評価を次年度に反映させるべくPDCAサイクルを回し、そしてその進捗状況を定期的に親会社に報告することにより、グループ会社を取り巻くリスクを適切に管理することに努めます。また、危機が発生した場合には、リスクマネジメント委員会規程に基づき、必要に応じて対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。
- (C) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 業務の適正と効率性を確保するために、「関係会社運営規程」で指定した当社の規程類を、グループ会社にも適用します。
  - ② グループ会社の経営計画及び年度計画の審議や、月次ベースでの連結業績の迅速・正確な把握を通じて、グループ会社の事業活動の健全性および効率性を確保します。
- (D) 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社は「関係会社運営規程」に定めるところにより、「企業行動規範」、その遵守を規定した「企業倫理規程」、監視するための「企業行動委員会」「リスクマネジメント委員会」等を国内外のグループ会社にも一様に適用し、法令および定款に適合する業務執行を確保します。
  - ② 監査役は、必要に応じて、グループ会社の稟議書およびその他の重要事項を閲覧または謄写できます。
  - ③ 監査部によるグループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査します。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

取締役は、監査役求めにより、監査役の職務を補助する従業員（以降、監査役補助者）として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置します。

**(7) 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役補助者の独立性を確保します。

**(8) 監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従わなければなりません。
- ② 取締役は、監査役補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとします。

**(9) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制**

**(A) 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制**

- ① 取締役・従業員等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
- ② 監査役が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備します。また、取締役及び従業員等は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果に関し、監査役に必要な事項又は監査役が要請した場合には、適宜報告します。この重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含みます。

**(B) 子会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けたものが監査役に報告をするための体制**

- ① グループ会社の取締役、監査役および従業員等またはこれらの者から報告を受けたものが、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
- ② 当社監査役とグループ会社監査役は、適宜情報交換を実施します。

**(10) (9)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役・従業員等が監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該取締役・従業員等に対して不利益な取扱いをしないこととします。

**(11) 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は監査役がその職務の執行について、独自の外部専門家（法律・会計・税務等）を活用するための費用を負担するものとします。

## (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会の要請がある場合において取締役会は、監査役会が法律・会計・税務等の専門家を選任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。
- ② 監査役は、必要に応じて、当社および当社グループ各社の各種会議、打合せ等へ出席することができます。また、全取締役、執行役員および部長層からの業務報告の聴取、並びに、各事業所や関係会社への往査を実施することができます。
- ③ 監査役は、監査役会が策定する監査計画にもとづき、業務執行担当取締役および重要な従業員等から個別に職務執行状況を聴取することができます。
- ④ 監査役が監査を実施する際に要請がある場合は、監査部がこれに協力します。
- ⑤ 監査役会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

## (業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) コンプライアンスに関する取組み

企業行動委員会を2回開催して行動規範の遵守状況を確認するとともに、規程を改訂して、行動規範の各項目の統括部署においても定期的にレビューを実施する仕組みを導入しました。財務会計に関する統制活動につきましても、監査部が検証しております。また、内部通報制度の社外窓口を新たに設置することと致しました。

### (2) 意思決定・業務執行に係る情報管理

株主総会・取締役会・経営会議・企業行動委員会・リスクマネジメント委員会等の重要な会議については、各会議の事務局が議事録を作成・保管しております。また、社内稟議制度を導入し、重要な業務執行に関する意思決定の内容をデータベースに記録・保管しております。

### (3) リスクマネジメントに関する取組み

リスクの識別・評価・管理体制を拡充させるべく、新しいリスクマネジメントシステムを導入しました。リスクの評価の結果、1)「人事施策」に関わるリスク、2)「情報漏えい」に関するリスク、3)「フードディフェンス」に関するリスクを全社リスクとして選定し、重点的に対応しました。その他のリスクにつきましても、各部門にてPDCAサイクルによりリスク管理を実施し、リスクマネジメント委員会において確認しました。

### (4) 職務執行の効率性に関する取組み

第四期中期経営計画（7年間）の2年目に当たり、その見直しを図りました。また、取締役会の監督機能を強化するために、新たに独立社外取締役を2名選任し、更には、重要事項で時間をかけた討議が必要なテーマは「審議事項」とし、充分なる体制と時間をかけるものと致しました。

**(5) グループ全体での内部統制に関する取組み**

当社の取締役会・経営会議・企業行動委員会・リスクマネジメント委員会等の重要な会議や社内稟議制度は、グループ会社も審議・報告の対象としております。また、国内外の全子会社・関係会社に対して当社の役職員を取締役または監査役として派遣し、かつ、主要な子会社・関係会社に対して定期的に当社監査部による内部監査を実施しております。

**(6) 監査役監査の実効性確保に関する取組み**

監査役は、取締役会・経営会議・企業行動委員会・リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べております。更には、代表取締役とは毎月定例会議の実施、各取締役とは年2回の定例監査、また必要に応じた各部門長等とのヒアリングを実施しております。なお、監査部との毎月定例会議にて監査報告を受け、会計監査人からは四半期監査報告を受けるとともに、随時、意見交換を図るなどして、監査の実効性を高めています。また、監査役の職務を補助する従業員（兼務者）を1名配置しております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本買収防衛策」といいます。）を導入しております。

### （1）当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主として、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値の源泉は、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えており、具体的には以下の6点を挙げることができます。

- (i) 安全で安心な製品に対する信頼
- (ii) 安全な製品を生み出す高度な技術力
- (iii) 安定供給による信頼
- (iv) 高付加価値・高品質の製品を生み出す研究開発力
- (v) 長年培った販売力
- (vi) 従業員

### ① 中期経営計画

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も維持・発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。また、当社の企業価値の源泉をさらに強固なものとするため、当社では、まず『ステークホルダー（株主・取引先・社員・社会）の幸せを実現する』という基本理念を策定しております。

このような基本理念の下、当社は中期経営計画を策定することにより、企業価値の発展を図っております。

平成27年3月期を初年度とする7ヶ年計画である第四期中期経営計画においては、『安定と成長2020』を基本方針とし、質の向上を伴った「構造変革」を目指します。この「構造変革」は、事業自体の変革を目指すとともに、当社内の変革も目指すものであります。事業に関しては、(Ⅰ) 製油領域、(Ⅱ) 食品・ファインケミカル領域、(Ⅲ) 海外事業領域の「構造変革」、企業・社員としては、(Ⅳ) 仕事の質の変革、(Ⅴ) 組織の変革、(Ⅵ) 人財の育成・変革に取り組み、これをもって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

### ② コーポレート・ガバナンス

また当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上のための重要な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。

当社は経営効率化のために執行役員制度をとり、原則として月に3回開催される経営会議における意思決定に基づき各執行役員が業務を執行しております。

業務執行および意思決定のうち重要なものについては、毎月開催される取締役会に付議・報告され、その監督に服するものとしております。

監査役会は、常勤監査役2名（うち社外監査役1名）・非常勤の社外監査役1名の3名からなり、各監査役は、毎月開催される取締役会に出席して取締役の意思決定・業務執行を監視・監督しております。また、常勤監査役は経営会議にも出席し、取締役による業務執行を適法性・適正性の観点から監視・監督しております。

このように当社では、経営上の意思決定および業務執行につき、取締役会および監査役会による監視・監督により、適法かつ適正な業務執行が行われるような仕組みをとっておりますが、今後更にコーポレート・ガバナンスの充実に図り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させていく所存であります。



### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### ① 本買収防衛策の目的

本買収防衛策は、当社株式の大量取得行為が行われる場合の当社における手続を定め、このような大量買付に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保することにあります。

これにより、当社の企業価値の源泉である、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力等が害されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

#### ② 本買収防衛策の概要

本買収防衛策は、有事の際に対抗措置を発動する可能性を事前に予告する事前警告型買収防衛策です。具体的には、次のような内容を有しています。

(i) 当社が発行者である株券等について、20%以上の買付その他の取得等を行うことを希望する買付者等は、あらかじめ買付等の内容の検討に必要な情報を当社に対して提出していただきます。

(ii) 独立委員会は、当社取締役会に対し、上記買付等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等を提出するよう求めることができます。

※独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者）で、当社経営陣から独立した者のみから構成されます。

(iii) 独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。

(iv) 買付者等が、本買収防衛策の手続を遵守しない場合や当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の判断を経た上、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。

(v) 上記(ii)乃至(iv)にかかわらず、当社取締役会は、(a) 買付者等が本買収防衛策に定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(b) 新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、独立委員会における手続の他、株主意思確認株主総会を招集して、当該株主総会において、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。

(vi) 本買収防衛策に基づく対抗措置として、新株予約権を割り当てる場合には、

当該新株予約権に、買付者等およびその関係者による権利行使は認められないという行使条件、および当社が買付者等およびその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されることが予定されています。

- (vii) 本買収防衛策の有効期間は、平成29年3月期に関する定時株主総会終結の時までとします。

#### (4) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 本買収防衛策が基本方針に沿うものであること

本買収防衛策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

② 本買収防衛策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、本買収防衛策は、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (i) 経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の要件を完全に充足し、また、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定められる買収防衛策の導入に係る尊重事項を全て充足していること。さらに、本買収防衛策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえていること。
- (ii) 株主意思を重視するものであること。
- (iii) 独立性の高い社外者の判断を重視し、適時適切な情報開示を定めていること。
- (iv) 合理的な客観性要件を設定していること。
- (v) 外部専門家の意見を取得することとしていること。
- (vi) 当社取締役の任期は1年であること。
- (vii) デッドハンド型（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではないこと。

以上

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>	<b>148,556</b>	<b>負債の部</b>	<b>72,728</b>
<b>流動資産</b>	<b>75,424</b>	<b>流動負債</b>	<b>42,184</b>
現金及び預金	5,463	買掛金	15,055
受取手形	456	短期借入金	6,550
売掛金	32,796	1年内返済予定の長期借入金	1,400
商品及び製品	13,986	未払金	2,986
原材料及び貯蔵品	19,215	設備関係未払金	6,261
前払費用	289	未払費用	4,557
繰延税金資産	1,247	未払法人税等	986
短期貸付金	3	未払消費税等	184
その他	1,965	前受金	15
		預り金	2,783
		賞与引当金	909
		役員賞与引当金	34
		リース債務	136
		その他	321
<b>固定資産</b>	<b>73,116</b>	<b>固定負債</b>	<b>30,544</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>55,989</b>	社債	12,000
建物	8,363	長期借入金	8,540
構築物	3,075	退職給付引当金	2,483
機械及び装置	16,169	役員退職慰労引当金	405
車両運搬具	1	環境対策引当金	128
工具、器具及び備品	360	繰延税金負債	4,427
土地	21,821	リース債務	340
リース資産	476	資産除去債務	494
建設仮勘定	5,720	長期預り敷金保証金	1,724
<b>無形固定資産</b>	<b>404</b>		
特許権	1	<b>純資産の部</b>	<b>75,828</b>
ソフトウェア	344	<b>株主資本</b>	<b>70,798</b>
のれん	20	資本	10,000
施設利用権	38	資本剰余金	43,717
<b>投資その他の資産</b>	<b>16,723</b>	資本準備金	32,393
投資有価証券	11,898	その他資本剰余金	11,323
関係会社株式	3,630	利益剰余金	17,334
出資金	8	利益準備金	2
長期貸付金	6	その他利益剰余金	17,332
長期前払費用	18	固定資産圧縮積立金	325
その他	1,590	繰越利益剰余金	17,006
貸倒引当金	△131	<b>自己株式</b>	<b>△253</b>
投資損失引当金	△296	評価・換算差額等	5,029
<b>繰延資産</b>	<b>15</b>	その他有価証券評価差額金	5,242
社債発行費	15	繰延ヘッジ損益	△212
<b>資産合計</b>	<b>148,556</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>148,556</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		178,663
売 上 原 価		151,524
売 上 総 利 益		27,139
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,040
営 業 利 益		4,098
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	705	
雑 収 入	161	867
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	86	
社 債 利 息	65	
支 払 手 数 料	50	
雑 支 出	37	240
経 常 利 益		4,725
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
補 助 金 収 入	11	17
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	395	
減 損 損 失	222	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	97	
会 員 権 評 価 損	5	
リ 一 ス 解 約 損	5	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	296	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	4	1,027
税 引 前 当 期 純 利 益		3,714
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,640	
法 人 税 等 調 整 額	△379	1,261
当 期 純 利 益		2,453

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	<b>153,643</b>	<b>負 債 の 部</b>	<b>73,831</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>79,134</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>42,750</b>
現金及び預金	6,027	支払手形及び買掛金	17,005
受取手形及び売掛金	35,857	短期借入金	6,550
商品及び製品	14,102	1年内返済予定の 長期借入金	1,400
原材料及び貯蔵品	19,218	未払法人税等	1,146
繰延税金資産	1,357	未払消費税等	225
その他	2,585	賞与引当金	953
貸倒引当金	△14	役員賞与引当金	36
		その他	15,432
<b>固 定 資 産</b>	<b>74,493</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>31,080</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>56,889</b>	社 債	12,000
建物及び構築物	11,567	長期借入金	8,540
機械装置及び運搬具	16,222	退職給付に係る負債	3,046
土地	22,516	役員退職慰労引当金	427
建設仮勘定	5,720	環境対策引当金	128
その他	863	長期預り敷金保証金	2,397
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>390</b>	繰延税金負債	3,701
<b>投資その他の資産</b>	<b>17,214</b>	その他	840
投資有価証券	16,304	<b>純 資 産 の 部</b>	<b>79,811</b>
長期貸付金	6	<b>株 主 資 本</b>	<b>75,204</b>
退職給付に係る資産	372	資 本 金	10,000
その他	662	資 本 剰 余 金	31,633
貸倒引当金	△131	利 益 剰 余 金	33,940
		自 己 株 式	△369
<b>繰 延 資 産</b>	<b>15</b>	その他の包括利益累計額	4,578
社債発行費	15	その他有価証券評価差額金	5,442
		繰延ヘッジ損益	△212
		為替換算調整勘定	99
		退職給付に係る調整累計額	△750
		非支配株主持分	29
<b>資産合計</b>	<b>153,643</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>153,643</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		187,329
売上原価		157,935
売上総利益		29,393
販売費及び一般管理費		24,759
営業利益		4,634
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	599	
持分法による投資利益	199	
雑収入	170	969
営業外費用		
支払利息	151	
支払手数料	50	
雑支出	43	245
経常利益		5,357
特別利益		
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	0	
補助金収入	11	17
特別損失		
固定資産除却損失	394	
減損損失	222	
投資有価証券評価損	97	
会員権評価損	5	
環境対策引当金繰入額	4	
リース解約損	5	729
税金等調整前当期純利益		4,645
法人税、住民税及び事業税	1,874	
法人税等調整額	△195	1,679
当期純利益		2,966
非支配株主に帰属する当期純損失		7
親会社株主に帰属する当期純利益		2,973

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 J - オイルミルズ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 天野 清彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社J - オイルミルズの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記」に記載されており、会社は、当事業年度より、有形固定資産の減価償却方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 J-オイルミルズ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 天野 清彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社J-オイルミルズの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社J-オイルミルズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記」に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、有形固定資産の減価償却方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、平成27年6月12日開催の監査役会に於いて、監査方針、監査計画、職務の分担等を決議しました。各監査役から活動状況、活動結果の報告を受け、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況につき報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担に従い、取締役、執行役員、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、経営会議、企業行動委員会、品質環境会議等重要な会議に出席するとともに、代表取締役との定期会合及び取締役、執行役員等とのヒアリングの場に於いて、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、重要な会議議事録及び稟議書等の決裁書類を閲覧し、本社、工場、研究所、支社・支店等主要な事業所に於いて業務及び財産の状況を調査致しました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から構成及び運用の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。  
また、監査部と毎月定期的に会議を実施し、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）イの基本方針の内容及び同号ロの取組みの具体的内容につき、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 国内連結子会社及び主な関連会社の代表取締役等から、事業の状況や職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、情報の交換を行いました。
  - ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ⑥ 財務報告に係る内部統制については、取締役及び監査部、新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受けました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の運用状況についての記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）の基本方針の内容については、指摘すべき事項は認められません。同じく同条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点に於いて開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

株式会社J-オイルミルズ 監査役会

常勤監査役 櫻井宏之 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 田辺多聞 ㊟

監査役(社外監査役) 日下宗仁 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおり期末配当を実施いたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

株主の皆様への安定した利益還元の維持と企業体質の強化や今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の確保等を勘案し、次のとおり1株につき4円50銭とさせていただきますと存じます。

なお、これにより、中間配当額1株につき4円50銭と合わせて、当期の年間配当額は1株につき9円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4円50銭

配当総額 750,437,861円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日（月）

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するとともに、投資単位について現状の水準を維持することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

### 2. 併合する株式の種類および割合

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の割合に応じて分配いたします。

### 3. 株式併合が効力を生じる日

平成28年10月1日

### 4. 効力発生日における発行可能株式総数

5千4百万株

### 5. その他

その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（10分の1）に応じて発行可能株式総数を5億4千万株から5千4百万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5億4,000万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5,400万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(附 則) <u>第1条 第6条および第8条の変更は、平成28年10月1日をもって、その効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成28年10月1日をもって削除するものとする。</u></p>

#### 第4号議案 取締役10名選任の件

取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社は、取締役会は業務執行の監督と重要な意思決定をするために多様な知識、多様な経験、多様かつ高度な能力をもったメンバーで構成されることが必要であると考えており、知識・経験・能力のバランス、多様性、規模を議論した上で取締役を選任しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はちうま ふみなお 八馬史尚 (昭和34年12月8日生)	昭和58年4月 味の素株式会社入社 平成10年7月 インドネシア味の素販売株式会社代表取締役社長 平成20年7月 アメリカ味の素株式会社取締役副社長 平成21年7月 味の素株式会社食品カンパニー加工食品部長 平成23年7月 同社食品事業本部外食デリカ事業部長 平成25年6月 同社執行役員 平成27年6月 同社常務執行役員 平成27年6月 当社代表取締役社長（現任）	3,000株
	<p>&lt;選任理由&gt; 味の素株式会社およびそのグループ会社において、海外事業も含めた幅広い分野の経営に携わるなど豊富な経験と実績を有しております。平成27年6月より当社代表取締役社長に就任し、強いリーダーシップのもと、コーポレートガバナンス強化に向けた取締役会改革や、企業価値向上に向けた経営改革を推進してまいりました。以上により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、取締役候補者としたものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	ぜんとう かつお 善当勝夫 (昭和32年11月29日生)	昭和56年4月 味の素株式会社入社 平成12年7月 同社油脂部部长 平成15年6月 味の素製油株式会社取締役 平成17年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社取締役(現任) 平成26年4月 当社営業本部長兼新事業企画本部長(現任) 平成27年6月 当社専務執行役員(現任)	17,000株
	<p>&lt;選任理由&gt; 味の素株式会社および当社において長く油脂営業に携わり、平成26年4月からは、営業本部長および新事業企画本部長として、当社の販売部門および新規事業・海外事業部門を牽引してまいりました。以上のように、営業を始めとする豊富な経験・実績により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、取締役候補者としたものであります。</p>		
3	こんどう くにしこ 近藤 邦彦 (昭和32年4月18日生)	昭和56年4月 豊年製油株式会社入社 平成15年1月 同社化工品本部化成品営業部長 平成16年7月 株式会社J-ケミカル取締役 平成18年6月 株式会社ユタカケミカル取締役 平成19年6月 株式会社J-ケミカル代表取締役社長(現任) 平成27年6月 株式会社ユタカケミカル代表取締役社長(現任)	11,000株
※	<p>&lt;選任理由&gt; 当社グループのケミカル事業の営業に長く携わり、平成19年6月に株式会社J-ケミカル(販売会社)の、平成27年6月には株式会社ユタカケミカル(生産会社)のそれぞれ代表取締役社長に就任し、当社グループの連結業績に貢献してまいりました。以上により、取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、取締役候補者としたものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	ばんない あきお 坂内 昭夫 (昭和36年7月26日生)	昭和60年4月 豊年製油株式会社入社 平成17年4月 当社原料部長 平成19年6月 当社執行役員（現任） 平成26年4月 当社新事業企画本部副本部長 兼新事業推進部長（現任） 平成26年6月 当社取締役（現任）	16,000株
	<選任理由> 当社の製油事業に長く携わり、平成26年4月からは新事業企画本部副本部長として、新規事業・海外事業部門を担い、第四期中期経営計画の推進に尽力してまいりました。以上のように、広く当社の事業に関する経験と見識を備えており、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、取締役候補者としたものであります。		
5	たしま いくかず 田島 郁一 (昭和33年8月5日生)	昭和57年4月 味の素株式会社入社 平成20年4月 当社油脂研究所長 平成21年6月 当社執行役員（現任） 平成26年4月 当社研究本部長（現任） 平成26年6月 当社取締役（現任）	12,000株
	<選任理由> 味の素株式会社および当社において長く油脂製品関連の研究・開発に携わり、平成26年4月からは研究本部長として、当社の全事業分野にかかる研究開発活動にリーダーシップを発揮してまいりました。以上により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、取締役候補者としたものであります。		
6 ※	たつみ けんいち 立見 健一 (昭和35年11月11日生)	昭和59年4月 豊年製油株式会社入社 平成20年6月 当社経理部長（現任） 平成20年6月 当社執行役員（現任） 平成23年7月 当社企業行動委員会副委員長（現任）	31,000株
	<選任理由> 平成20年6月より経理部長に就任するなど当社グループにおいて長く経理・財務部門に携わり、その他にも、中期経営計画の策定や広くグループ全体の内部統制の推進に寄与してまいりました。以上により、取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、取締役候補者としたものであります。		



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7 ※	こだま ゆうじ 小玉 祐司 (昭和38年1月13日生)	昭和58年4月 豊年製油株式会社入社 平成27年5月 当社静岡工場長 平成28年2月 当社倉敷工場建設推進室長(現任)	—
	<p>&lt;選任理由&gt; 入社以来一貫して生産部門に携わり、静岡工場を始めとする主力工場の工場長としてリーダーシップを発揮するなど、当社の生産業務全般に関する豊富な経験と見識を有しております。以上により、取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、取締役候補者としたものであります。</p>		
8 ※	とちお まさや 栃尾 雅也 (昭和34年8月8日生)	昭和58年4月 味の素株式会社入社 平成19年7月 同社食品カンパニー海外食品部長 平成23年6月 同社執行役員経営企画部長 平成25年6月 同社取締役常務執行役員(現任)	—
	<p>&lt;選任理由&gt; 味の素株式会社において、海外も含めた食品事業に携わり、現在は同社の取締役として経営企画部門を統括しており、広く食品事業および会社経営全般に関わる豊富な経験と見識を有しております。以上により、取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、社外取締役候補者としたものであります。</p>		
9	いまい やすひろ 今井 靖容 (昭和27年4月11日生)	昭和52年11月 監査法人太田哲三事務所(現新日本有限責任監査法人)入所 平成13年5月 同法人代表社員 平成25年7月 公認会計士今井靖容事務所開設(現任) 平成27年6月 株式会社三栄コーポレーション社外取締役(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(現任)	—
	<p>&lt;選任理由&gt; 当社取締役就任以前は会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての専門的な知識と監査業務の豊富な経験を有しており、取締役会において専門的知見に基づき積極的に発言を行っております。以上により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、社外取締役候補者としたものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
10	のざき あきら 野崎 晃 (昭和32年11月20日生)	昭和63年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成7年4月 長島・野崎法律事務所開設 平成15年3月 野崎法律事務所開設（現任） 平成19年6月 株式会社整理回収機構常務執行役員 平成27年6月 イチカラ株式会社社外取締役（現任） 平成27年6月 当社社外取締役（現任）	—
	<p>&lt;選任理由&gt;            企業法務を中心とする法律家としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、取締役会において専門的知見に基づき積極的に発言を行っております。以上により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、社外取締役候補者としたものであります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任候補者であります。
3. 枳尾雅也氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. ① 今井靖容氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役および東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
- ② 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第29条の定めに基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同契約を継続する予定であります。
- ③ 同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
5. ① 野崎晃氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役および東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
- ② 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第29条の定めに基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同契約を継続する予定であります。
- ③ 同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。

## 第5号議案 監査役2名選任の件

コーポレートガバナンス体制の強化を図るため、新たに監査役2名の選任をお願い致します。

なお、本総会終結の時をもって監査役 櫻井宏之氏が辞任されますので、監査役の員数はこれまでの3名体制から4名体制となります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	よしだ さとし 吉田 哲 (昭和32年1月30日生)	昭和54年4月 吉原製油株式会社入社 平成17年6月 当社横浜工場長 平成19年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社常務執行役員(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成26年4月 当社生産本部長(現任)	6,260株
※	<p>&lt;選任理由&gt; 当社の製油事業、特に生産部門に長く携わり、平成22年6月からは取締役として当社の経営を担ってまいりました。これらの経験から製油事業および会社経営全般に精通しており、経営者の職務執行に対する客観的な監視・監督が期待されるため、監査役候補者としたものであります。</p>		
2	しおた よしはる 塩田 良晴 (昭和30年10月30日生)	昭和55年4月 味の素株式会社入社 平成20年7月 同社総務・リスク管理部長 平成24年7月 同社法務部長(現任) 平成25年6月 同社理事(現任)	—
※	<p>&lt;選任理由&gt; 味の素株式会社において、広く食品事業に携わり、さらに同社のリスク管理・企業法務全般を担ってまいりました。以上により、特にコーポレートガバナンス体制の強化の視点から、経営者の職務執行に対する客観的な監視・監督が期待されるため、社外監査役候補者としたものであります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. ※印は、新任候補者であります。  
3. 塩田良晴氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

## 第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役10名のうち社外取締役を除く7名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額3,470万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

## 第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役松居伸一、吉田哲、後藤康夫の3氏および監査役櫻井宏之氏に対しまして、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

なお、当社の退職慰労金は、役位と在位年数に基づいた基本部分および株価連動部分からなり、当該事業年度に係る事業報告に取締役・監査役別の支給金額を記載しております。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
まつい しんいち 松 居 伸 一	平成22年6月 当社取締役（現任）
よしだ さとし 吉 田 哲	平成22年6月 当社取締役（現任）
ごとう やすお 後 藤 康 夫	平成26年6月 当社取締役（現任）
さくらい ひろゆき 櫻 井 宏 之	平成25年6月 当社常勤監査役（現任）

以 上

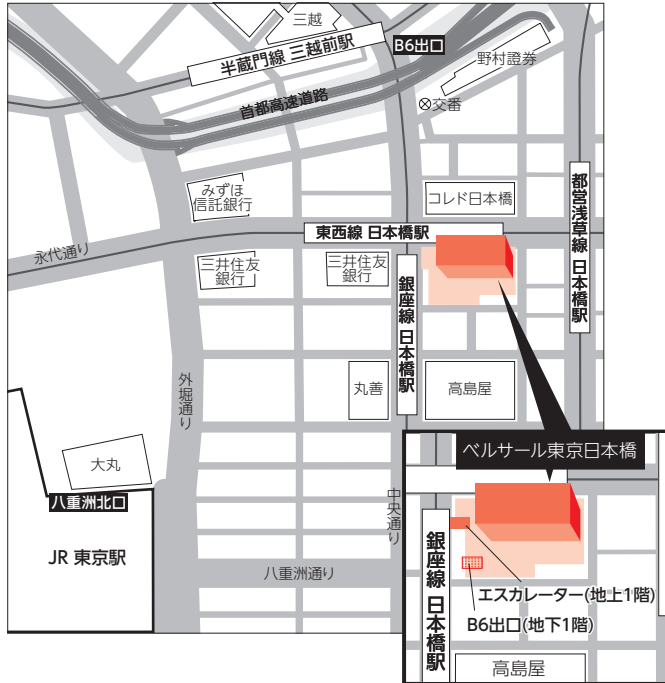




## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー  
ベルサール東京日本橋 地下2階 イベントホール

※日本橋駅よりお越しの方は地下1階のB6出口より、三越前駅・東京駅よりお越しの方は地上1階より、それぞれ下りエスカレーターで地下2階へお越してください。



交通のご案内：日本橋駅（銀座線, 東西線, 浅草線） B6出口直結  
三越前駅（半蔵門線, 銀座線） B6出口より徒歩3分  
東京駅（JR線） 八重洲北口より徒歩6分

◎当日は、お土産（当社商品）をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お1人様につき1個とさせていただきます。